

# RI第2650地区リーダーシッププラン要項

## 1: 目的

## 2: 諮問委員会

## 3: ガバナー補佐

## 4: 地区委員会

## 5: 地区研修委員会

## 6: 長期ビジョン検討委員会

## 7: 附則

### 1: 目的

RI第2650地区は、1996年2月RIが採用した「地区リーダーシッププラン」構想に基き、以下に細目を定めてこのプログラムの効果的な活用を図る。

### 2: 諮問委員会

- (1) ガバナーの諮問に応じ、次期ガバナーの指導、拡大、地区大会、弱体クラブの指導などについて答申あるいは助言を行う機関として、RI第2650地区に「諮問委員会」を置く。
- (2) 諮問委員会は地区内クラブの現ロータリークラブ会員である元ガバナー全員によって（以下パストガバナーと言う）構成される。
- (3) 諮問委員はガバナーの委嘱を受け、地区委員会を指導・助言し、担当諮問委員を務めるとともに地区財団委員長や地区プログラムの委員長を務めることもある。

### 3: ガバナー補佐

#### (1) ガバナー補佐の職務分掌

ガバナー補佐の職務分掌を以下の通りとすることが望ましい。

- ・ガバナー補佐の研修セミナー・会議に全期間出席すること。
- ・会長エレクト研修セミナーとクラブ指導者セミナー（地区研修・協議会など）に出席すること。
- ・ガバナーと協力して地区目標を考案すること。
- ・地区委員の選出について次期ガバナーに助言すること。

- ・クラブの目標を協議し、「効果的なクラブ作りのための指針」を検討するために、ロータリー年度の開始に先立ち、担当地域の次期クラブ会長と話し合い、援助すること。
- ・ロータリー年度の各四半期に少なくとも1回は定期的に担当地域内のクラブを訪問し、ガバナーに報告することが望ましい。
- ・ガバナーの公式訪問前にクラブ協議会に出席し、その結果をガバナーに報告すること。
- ・クラブ会長・幹事と定期的に会合を開き、クラブの用務と参考資料と目標、プログラム、地区とRIの目標とを併せて討議すること。
- ・担当地域へのガバナーの訪問のスケジュールは担当地区幹事と相談の上計画を立てること。
- ・担当クラブ用務、事業の進展状況をガバナーに報告し、ロータリーを一層発展させ、問題に取り組む方法を提案すること。
- ・ガバナーの要望と勧告を遂行することをクラブに奨励すること。
- ・地区大会と他の地区会合へ出席し、かつ出席を推進すること。
- ・必要な場合、ロータリー財団プログラム、恒久基金、年次寄付行事、その他の指定された任務に加わること。
- ・奉仕プロジェクトに関する各クラブの活動を監督すること。
- ・将来の地区指導者を育成すること。

## (2) ガバナー補佐の人数

当地区におけるガバナー補佐の人数は13名とし、それぞれの担当地区の中より選任されるものとする。

福井県	3名
滋賀県	3名
奈良県	2名
京都北部	1名
京都南部	1名
京都市域	3名

## (3) ガバナー補佐の担当区域、クラブ

各ガバナー補佐の担当区域、担当クラブを次の通りとする。

### ■福井県 ●第1グループ【7RC】

福井・勝山・大野・福井南・福井東・福井フェニックス・福井あじさい

### ●第2グループ【7RC】

福井北・福井西・福井水仙・三国・丸岡・鯖江・鯖江北

### ●第3グループ【5RC】

武生・敦賀・若狭・武生府中・敦賀西

- 滋賀県 ●第1グループ【6RC】  
大津・草津・大津西・大津東・高島・大津中央
- 第2グループ【7RC】  
水口・湖南・栗東・近江八幡・守山・野洲・びわ湖八幡
- 第3グループ【8RC】  
長浜・彦根・東近江・長浜東・長浜北・彦根南・五個荘能登川・八日市南

- 奈良県 ●第1グループ【7RC】  
奈良・大和郡山・奈良西・生駒・奈良大宮・平城京・奈良東
- 第2グループ【7RC】  
橿原・五條・大和高田・桜井・やまと西和・あすか・やまとまほろば

- 京都府 ●京都北部【7RC】  
福知山・舞鶴・綾部・宮津・京丹後・舞鶴東・福知山西南
- 京都南部【11RC】  
宇治・京都乙訓・亀岡・京都城陽・京都八幡・京都西山・園部・亀岡中央・  
京都山城・宇治鳳凰・京都田辺
- 京都市域第1グループ【7RC】  
京都・京都洛中・京都中・京都モーニング・京都北・京都紫野・京都紫竹
- 京都市域第2グループ【8RC】  
京都西・京都西南・京都西北・京都洛西・京都桂川・京都嵯峨野・京都平安・  
京都さくら
- 京都市域第3グループ【9RC】  
京都南・京都伏見・京都洛南・京都朱雀・京都東・京都東山・京都洛北・  
京都洛東・京都北東

■日本ロータリーEクラブ2650

(4) ガバナー補佐の資格条件

ガバナー補佐の資格条件を次の通り定める。

- ・少なくとも3年間、名誉会員以外の会員身分で、地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であること。
- ・クラブ会長を全期、務めたことのある者。
- ・ガバナー補佐の責務を受託する意思と能力があること。
- ・地区レベルで傑出した業績をあげていること。

(5) ガバナー補佐の任期

ガバナー補佐は、毎年任命されるものとし1年任期とする。ただし、地区指導層の継続性を図るため1年任期を3期まで再任することができるが、3期を越えてはならないものとする。

(6) ガバナー補佐の指名手続及び任命

- 6-1 当地区は毎年、その任期が始まる前年に、指名委員会手続によってガバナー補佐を指名し、ガバナーエレクトが任命するものとする。
- 6-2 ガバナー補佐指名委員会は7名で構成し、各府県から必ず1名のパストガバナーが委員として選ばれるものとする。  
ガバナー補佐指名委員会の構成は、ガバナー、ガバナーエレクト及び、各府県選出の委員5名で構成し、それぞれの府県選出の委員はそれぞれの府県で就任時期の最も新しいパストガバナーとする。  
ただし、指名委員会の議長はガバナーが務めるものとする。
- 6-3 ガバナー補佐指名委員会は、当該ガバナーエレクトの就任後のできるだけ早い時期に開催する。
- 6-4 各クラブは、その担当地域のガバナー補佐が退任する場合は、指名委員会に対して推薦することができる。ガバナーエレクト事務所より、該当するクラブに対してガバナー補佐推薦依頼を、その任期が始まる前年の5月末日までに発信する。
- 6-5 各クラブはそれぞれの理事会の承認を得て、定足数を満たした例会において、3分の2以上の賛成を得て、そのクラブ会員を候補者に推薦できる。  
その場合、クラブ会長・幹事の署名した推薦書面および候補者の履歴書を、ガバナー事務所まで提出しなければならない。  
なお、推薦状締切りは、その任期が始まる前年の7月31日までにガバナー事務所必着とする。
- 6-6 クラブからの推薦の有無に拘わらず、地区ガバナー補佐指名委員会においても、それぞれのガバナー補佐候補者を推薦できるものとする。

(7) ガバナー補佐の研修

- 7-1 ガバナー補佐は着任前の適当な時期に「ガバナー補佐研修セミナー」に出席しなければならない。
- 7-2 ガバナーエレクトは地区研修リーダーを委嘱し、地区研修リーダーと共にガバナー補佐研修プログラムを開発し、実施する。
- 7-3 ガバナー補佐研修リーダーはパストガバナー、ガバナーの内より選任され、ガバナーエレクトとともにこれを務める。
- 7-4 ガバナー補佐研修の内容は次の通りとする。
- ・地区の目標をガバナーと一緒に計画すること。
  - ・任務と責務に関すること。
  - ・ガバナーとガバナー補佐の関係に関すること。
  - ・クラブ管理監督に関すること。
  - ・ガバナー公式訪問に際し、クラブの諸事項についてガバナーへの助言の方法。
  - ・公式訪問のシステム。
  - ・RIテーマと会長賞(会長賞がある場合)に関すること。

- ・ 地区財務に関すること。
- ・ 会員増強と拡大に関すること。
- ・ ロータリー情報 / 援助源(ロータリー財団を含む)に関すること。
- ・ RIプログラムに関すること。
- ・ 財団プログラム。
- ・ RI会合(国際大会、会長主催会議、その他)
- ・ RI実行グループ、各種地区委員会とクラブとの関連に加わること。
- ・ その他

#### 4: 地区委員会

- (1) RIが定める「地区リーダーシッププラン」に基づき、当2650地区に適合する地区委員会を別紙の通り定める。
- (2) ガバナーエレクトは、前年度12月までに、地区委員長、同副委員長、同委員を任命するものとする。
- (3) 委員会が効果的にあるためには、指導者に継続性を持たせるものとする。はじめにガバナーエレクトは、各地区委員会に、最低3人の委員を任命するものとする。そのうちそれぞれ少なくとも1人は1年の任期を務め、1人は2年の任期を務め、1人は3年の任期を務めるものとする。以後、年々任務に就くガバナーが、空席を埋めるために、3年の任期を務めるロータリアンを少なくとも1人任命するものとする。各年度、ガバナーは各委員会の委員の1人を委員長に任命する。  
 なお、最初の委員は、3分の1はガバナーエレクトが指名し、3分の1は委員長が推薦、残り3分の1は地区内のバランスを考え、ガバナーエレクト事務所が推薦し、ガバナーエレクトに提出するものとする。ガバナーエレクトはこれらを参考に、委員を任命する。
- (4) DLPによる地区委員会は、CLPによる(簡素化された)クラブの常任委員会を支援するものとする。(RI資料参照)

#### 5: 地区研修委員会

- (1) ガバナーは、ガバナーエレクトの推薦に基づいて、地区研修委員会の委員長を務める地区研修リーダーを毎年任命しなければならない。地区研修リーダーは、研修委員会の委員長を務め、必要に応じて研修会合や行事の責務を割り当てる。委員会は、ガバナー及びガバナーエレクトを補佐して、クラブや地区指導者の研修にあたる責任がある(ロータリー章典17.020.3)

## (2) 任務および責務

- a) 委員会は、ガバナーエレクトと協力し、現ロータリー年度、地区内における以下の研修の必要性に対応しなければならない。
  - 1) PETS
  - 2) 地区研修・協議会
  - 3) 地区チーム研修セミナー(ガバナー補佐の研修を含む)
- b) 委員会は、ガバナーと協力し、現ロータリー年度、地区内における以下の研修の必要性に応じなければならない。
  - 1) 地区指導者育成セミナー
  - 2) ローターアクト指導者育成研修
  - 3) 適宜、地区内におけるその他の研修会
- c) 委員会は、また、地区ロータリー財団セミナーおよび地区会員増強セミナーへの二次的な責任を持つことがある。これらの会合の第一責任は、他の地区委員会が負う。研修委員会は、研修に関連した問題にとりくんでもよい。
- d) ガバナーの指示に基づき、委員会は以下に挙げる事項の1つもしくはそれ以上に責任を持つ。
  - 1) プログラム内容(理事会推奨のカリキュラムに準拠する)。
  - 2) 研修会を実施する。
  - 3) 後援者やその他のボランティアを見つける。
  - 4) 研修リーダーとしての準備や心構えを整えさせる。
  - 5) プログラム評価
  - 6) 諸準備

## 6:長期ビジョン検討委員会

- (1) RI第2650地区の指導者の連続性を確実にし、5年に亘る継続的な目標、計画、事業展開を検討するために「長期ビジョン検討委員会」を設置する。
- (2) 当委員会は直前ガバナー、現ガバナー、ガバナーエレクトの3名を常任委員とし、必要に応じて、検討する分野に造詣の深いパストガバナーやガバナー補佐、あるいは地区委員長等を臨時委員とすることができる。
- (3) 委員会の事務は、ガバナー事務所が行う。

## 7:附則 本プランは、2015年7月1日より実施する。

2001年10月 1日制定	2010年12月18日改定
2003年 8月23日改定	2011年12月10日改定
2005年 8月27日改定	2013年 7月 1日改定
2007年 8月25日改定	2014年12月 6日改定
2010年 3月29日改定	2015年 3月16日改定